

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法における表示番号の二重指定について

国土交通省東北運輸局福島運輸支局

この度、当支局いわき自動車検査登録事務所において、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下、ダンプ規制法)による表示番号(背番号)について、同じ番号を二重に指定した事案が発生しました。

原因については、表示番号指定の方法及び確認が不十分であったことであり、今後、このようなことがないよう厳正な管理のもと再発防止に努めてまいります。

なお、本件二重指定にかかる表示番号に関する情報は事務所にて適切に管理しており、対象となった使用者に不利益が生じることはありません。

この度は、関係する皆様に対しご心配とご迷惑をお掛けすることとなり深くお詫び申し上げます。

○表示番号二重指定の概要

令和3年3月31日から同年11月18日にかけて、50台について、過去に指定した番号と同一番号を指定してしまったもの。

○再発防止について

表示番号の指定について、都度、管理簿に手書きで記入・指定する方法から、あらかじめ番号を印刷した管理簿を使用し手書きによる誤指定を防止するとともに、管理簿のチェック体制を強化しました。